

(別添)

次世代育成支援対策交付金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

平成21年度	平成22年度
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業</p> <p>平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下「評価基準通知」という。)に基づく次の事業</p> <p>ア 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>イ 養育支援訪問事業 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ ファミリー・サポート・センター事業 評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施す</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業</p> <p>平成20年11月28日雇児発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下「評価基準通知」という。)に基づく次の事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>

る事業に対して市町村が補助する事業

エ 子育て短期支援事業

評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業

オ 延長保育促進事業

評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

(2) その他の事業

評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業

(対象外事業及び費用)

4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業

(2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業

(3) 今までに一般財源化された事業

(4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

(5) 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲げる費用

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準(以下「評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。  
ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点等を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額と

エ (略)

オ 地域子育て支援拠点事業

評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

カ 一時預かり事業

評価基準通知の1の(6)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業

(2) (略)

(対象外事業及び費用)

4 (略)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成22年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費

(交付額の算定方法)

5 (略)

(1) (略)

する。

- (2) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)/前年度基準点数の合計(計画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)

- ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- オ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- キ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

- ア (1)のア、イ、ウ及びキに掲げる条件
- イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならない。
- (ア)(1)のア、イ及びウに掲げる条件

(2) (略)

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に關係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

ア 補助事業者は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準期間)

9 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は7の(1)のA若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市町村分に係る交付金について厚生労働大臣の交付決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し別紙1の様式により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(交付金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

12 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(変更申請手続)

8 (略)

(交付決定までの標準期間)

9 厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

(削除)

(交付金の概算払)

10 (略)

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイ又は(2)のA若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、

ア 補助事業者は、別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出して行わなければならない。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（1）のイ又は（2）のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（2）（1）以外の場合

補助事業者は、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（1）のイ又は（2）のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定の通知）

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市町村分に係る交付金について厚生労働大臣の確定通知があったときには、市町村長に対し、別紙2の様式により通知を行うものとする。

（交付金の返還）

14 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

15 特別の事情により5、7、8及び12に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定の通知）

（削除）

（交付金の返還）

12 （略）

（その他）

13 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成21年度

平成22年度

別紙様式第1

別紙様式第1

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長  
特別区 区 長

平成 年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について

(略)

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 国庫交付金交付申請額 金 円
2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）
3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）
4. 平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料  
※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

平成21年度

平成22年度

別紙様式第3

別紙様式第3

番  
平成 年 月 日  
号

厚生労働大臣 殿

市町村長  
特別区区长

平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

1. 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）
2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）
3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

(略)



平成21年度

平成22年度

別紙様式第4

別紙様式第4

番 号  
平成 年 月 日

市 町 村 長  
殿  
特別区 区 長

法 人 名  
代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった  
平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要  
綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額  
又は事業実績報告額

金 円

2. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る  
仕入控除税額(要交付金返還相当額)

金 円

注:別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

平成21年度

平成22年度

別紙1

厚生労働省発雇児第●●●●●●●●●●号

別紙1

平成 年度次世代育成支援対策交付金交付決定通知書

〇〇市

〇月〇日 〇〇号で申請のあった平成 年度次世代育成支援対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第〇〇〇号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

平成〇年〇月〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇

(削除)

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は〇月〇日〇〇号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 交付金の額の確定は、交付要綱の5に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 この交付金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。

6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げができる期間は、平成〇〇年〇月〇日とする。

平成21年度

平成22年度

別紙2

厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号

平成 年度次世代育成支援対策交付金確定額通知書

〇〇市

平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号で交付決定された平成 年度次世代育成支援対策交付金については、〇月〇日 〇〇号事業実績報告に基づき、平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第〇〇〇〇号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成〇年〇月〇日までに返還することを命ずる。  
（施行後20日以内）

平成〇年〇月〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇

別紙2

（削除）

平成21年度

平成22年度

別表1

平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調査

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	事業計画に掲げる 事業の総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	国庫補助 基本額 D	厚生労働大臣が 認めた額 E	国庫補助 所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0

(略)

- (注) 1. グリーン色に色づけされたセルのみ記入する、それ以外のセルは式により自動計算される。  
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。  
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。  
 4. E欄は内示額を記入すること。  
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成21年度

別表2

平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(部署・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
Eメールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太神神の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 21年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に21年度実施数(または数字の1)、欄外上部神内に行動計画に位置づけた21年度実施が所収及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。  
(C欄は乳児家庭全戸訪問事業のみ)
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こどもにちば赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問回数、児童支援訪問回数については、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業の目標については、基本事業は研修受講人数、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ ファミリーサポート・センター事業のひとり親家庭等のファミリーサポート・センター(育児・介護の預かり等を含む)の利用支援については、「利用支援 有」の場合は、数字の1を入力すること。
- ※ 上記以外の事業で、21年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、6～8月開始の場合は0、75か所(事業数)、9～12月開始で0、6か所(事業数)、1月以降開始で0、25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄割けされているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

＜評価1＞

●乳児家庭全戸訪問事業(こどもにちば赤ちゃん事業)

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

① 研修を実施する。  
② 実施計画を策定する。

A欄 (○を入力)	項	目	B欄 (対象全家庭数を入力)	C欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	(1)	支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応体制の構築 ②児童支援訪問事業のうち、以下に掲げる種別をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門相談支援	F	G	004 ポイント	ポイント
	(2)	(1)以外の市町村	H	I	003 ポイント	ポイント
ポイント合計					J	ポイント

※(全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%)は、地方交付税で既に実施されている児童訪問回数以上の実施予定分として控除する。  
(すでに控除分については式が入っている。)

●児童支援訪問事業

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

① 前年の結果、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行ったための研修を実施している。  
② 研修を実施する。

A欄 (○を入力)	項	目	B欄 (家庭訪問回数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
		育児・家事援助	K	003 ポイント	ポイント	
		専門相談支援	L	004 ポイント	ポイント	
		分館に開いた母子区長職員の助産師による訪問支援	M	005 ポイント	ポイント	
ポイント合計					N	ポイント

平成22年度

別表2

平成22年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(部署・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
Eメールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太神神の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 22年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に22年度実施数(または数字の1)、欄外上部神内に行動計画に位置づけた22年度実施が所収及び22年度目標値をそれぞれ入力すること。  
(C欄は乳児家庭全戸訪問事業のみ)
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こどもにちば赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成22年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問回数、児童支援訪問回数については、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業の目標については、基本事業は研修受講人数、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ ファミリーサポート・センター事業のひとり親家庭等のファミリーサポート・センター(育児・介護の預かり等を含む)の利用支援については、「利用支援 有」の場合は、数字の1を入力すること。
- ※ 一時預かり事業については、B欄に実施が所収を入力すること。(事業開始が年度途中となるものについては1か所として入力すること。)
- ※ 上記以外の事業で、22年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、6～8月開始の場合は0、75か所(事業数)、9～12月開始で0、6か所(事業数)、1月以降開始で0、25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄割けされているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

＜評価1＞

●乳児家庭全戸訪問事業(こどもにちば赤ちゃん事業)

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

① 研修を実施する。  
② 実施計画を策定する。

A欄 (○を入力)	項	目	B欄 (対象全家庭数を入力)	C欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	(1)	支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応体制の構築 ②児童支援訪問事業のうち、以下に掲げる種別をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門相談支援	F	G	004 ポイント	ポイント
	(2)	(1)以外の市町村	H	I	003 ポイント	ポイント
ポイント合計					J	ポイント

※(全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%)は、地方交付税で既に実施されている児童訪問回数以上の実施予定分として控除する。  
(すでに控除分については式が入っている。)

●児童支援訪問事業

※ 以下に掲げる項目のみに全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問回数をそれぞれ入力すること。  
(①の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。)

① 前年の結果、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行ったための研修を実施している。  
② 研修を実施する。

A欄 (○を入力)	項	目	B欄 (家庭訪問回数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
		育児・家事援助	K	003 ポイント	ポイント	
		専門相談支援	L	004 ポイント	ポイント	
		分館に開いた母子区長職員の助産師による訪問支援	M	005 ポイント	ポイント	
ポイント合計					N	ポイント

平成21年度

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目について各事業の①～④(センター業務)にて該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄(①)又は数字を入力すること。  
 ※基本事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ①会費の高減、登録その他会員組織関係  
 ②相互援助活動の開催等  
 ※全員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
 例見：緊急対応強化モデル事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ③医師相談との連携  
 ※例見：高齢児等の預かりに対応した講習の実施  
 ④依頼の受付・調整体制の強化

A欄 (0を記入)	項 目	B欄 (①)又は数字を入力	評価ポイント	申請ポイント
	基本事業(会員数)			
0	100人超～299人	O	100 ポイント	ポイント
0	300人～599人	P	140 ポイント	ポイント
0	600人～999人	Q	200 ポイント	ポイント
0	1,000人～1,499人	R	400 ポイント	ポイント
0	1,500人～1,999人	S	600 ポイント	ポイント
0	2,000人～2,999人	T	800 ポイント	ポイント
0	3,000人以上	U	1000 ポイント	ポイント
	(支那の設置箇所数)			
0	100件以上	V	500 ポイント	ポイント
0	100件未満	W	50 ポイント	ポイント
	預託預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	Y	50 ポイント	ポイント
	例見：緊急対応強化モデル事業(例見：高齢児預かりの基利関係)			
	～59件	Y	80 ポイント	ポイント
0	60件～119件	Z	120 ポイント	ポイント
0	120件～199件	AA	180 ポイント	ポイント
0	200件～299件	AB	280 ポイント	ポイント
0	300件～399件	AC	380 ポイント	ポイント
0	400件～599件	AD	520 ポイント	ポイント
0	600件以上	AE	720 ポイント	ポイント
	近隣市町村会費受入	AF	50 ポイント	ポイント
	初年度体制整備	AG	200 ポイント	ポイント
	ひびき障害児等のファミリーサポートセンター(例見：高齢児の預かり等を まじ)の利用支援			
	利用支援 有	AH	20 ポイント	ポイント
	ポイント合計			AI

●子育て短期支援事業【ショートスティ・トワイライトスティ】

※ ①欄21人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(児童の送迎を実施を除く。)

A欄 (0を記入)	項 目	B欄 (①)又は数字を入力	評価ポイント	申請ポイント
	ショートスティ事業の実施			
	2歳未満児・慢性疾患児	AB	430 ポイント	ポイント
	2歳以上児	AL	235 ポイント	ポイント
	緊急一時保護	AM	080 ポイント	ポイント
	トワイライトスティ事業の実施			
	基本分	AN	045 ポイント	ポイント
	宿泊分	AO	045 ポイント	ポイント
	休日サービス分	AP	100 ポイント	ポイント
	児童の送迎を実施	AD	030 ポイント	ポイント
	ポイント合計			AP

●延長保育促進事業

※ 21年度目標値(例見)：延長保育事業を実施する保育所数を記入すること。例入は、同一保育所で同時開始の施設及び後で延長保育を実施している場合は、ポイントにそれぞれ加算するが、施設数では100件をカウントする。

A欄 (0を記入)	項 目	B欄 (①)又は数字を入力	評価ポイント	申請ポイント
	基本分の実施	AO	230 ポイント	ポイント
	延長時間			
	30分延長	AA	15 ポイント	ポイント
	1時間延長	AB	70 ポイント	ポイント
	2～3時間延長	AC	110 ポイント	ポイント
	4～5時間延長	AD	230 ポイント	ポイント
	6時間以上延長	AE	270 ポイント	ポイント
	ポイント合計			BA
	ポイント合計			BB

平成22年度

●ファミリー・サポート・センター事業

※ 以下に掲げる項目について各事業の①～④(センター業務)にて該当する場合は、A欄の該当項目に○を記入し、B欄(①)又は数字を入力すること。  
 ※基本事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ①会費の高減、登録その他会員組織関係  
 ②相互援助活動の開催等  
 ※全員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催  
 例見：緊急対応強化モデル事業(①～④)の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計上しないよう注意すること。  
 ③医師相談との連携  
 ※例見：高齢児等の預かりに対応した講習の実施  
 ④依頼の受付・調整体制の強化

A欄 (0を記入)	項 目	B欄 (①)又は数字を入力	評価ポイント	申請ポイント
	基本事業(会員数)			
0	100人超～299人	O	100 ポイント	ポイント
0	300人～599人	P	140 ポイント	ポイント
0	600人～999人	Q	200 ポイント	ポイント
0	1,000人～1,499人	R	400 ポイント	ポイント
0	1,500人～1,999人	S	600 ポイント	ポイント
0	2,000人～2,999人	T	800 ポイント	ポイント
0	3,000人以上	U	1000 ポイント	ポイント
	(支那の設置箇所数)			
0	100件以上	V	500 ポイント	ポイント
0	100件未満	W	50 ポイント	ポイント
	預託預かりの実施(兄弟姉妹を除く。)	Y	50 ポイント	ポイント
	例見：緊急対応強化モデル事業(例見：高齢児預かりの基利関係)			
0	～59件	Y	80 ポイント	ポイント
0	60件～119件	Z	120 ポイント	ポイント
0	120件～199件	AA	180 ポイント	ポイント
0	200件～299件	AB	280 ポイント	ポイント
0	300件～399件	AC	380 ポイント	ポイント
0	400件～599件	AD	520 ポイント	ポイント
0	600件以上	AE	720 ポイント	ポイント
	近隣市町村会費受入	AF	50 ポイント	ポイント
	初年度体制整備	AG	200 ポイント	ポイント
	ひびき障害児等のファミリーサポートセンター(例見：高齢児の預かり等を まじ)の利用支援			
	利用支援 有	AH	20 ポイント	ポイント
	ポイント合計			AI

●子育て短期支援事業【ショートスティ・トワイライトスティ】

※ ①欄21人日単位で入力すること。また、評価ポイントは100人日単位の表示となっている。(児童の送迎を実施を除く。)

A欄 (0を記入)	項 目	B欄 (①)又は数字を入力	評価ポイント	申請ポイント
	ショートスティ事業の実施			
	2歳未満児・慢性疾患児	AB	430 ポイント	ポイント
	2歳以上児	AL	235 ポイント	ポイント
	緊急一時保護	AM	080 ポイント	ポイント
	トワイライトスティ事業の実施			
	基本分	AN	045 ポイント	ポイント
	宿泊分	AO	045 ポイント	ポイント
	休日サービス分	AP	100 ポイント	ポイント
	児童の送迎を実施	AD	030 ポイント	ポイント
	ポイント合計			AP

平成21年度

平成22年度

●地域子育て支援拠点事業

※ 申請書記載の所収を入力すること。

A欄 (0点入力)	項目	目	B欄 (0点を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	ひらび屋(基本分)				
0	3~4日間所	AS	0	178 ポイント	ポイント
0	3~4日間所(備後監死あり)	AT	0	239 ポイント	ポイント
0	5日間所	AU	0	218 ポイント	ポイント
0	5日間所(備後監死あり)	AV	0	265 ポイント	ポイント
0	6~7日間所	AW	0	258 ポイント	ポイント
0	6~7日間所(備後監死あり)	AX	0	300 ポイント	ポイント
	ひらび屋(加算分)				
0	出張ひらびの費用	AY	0	87 ポイント	ポイント
0	地域の子育て力が高める取組(1事業実施)	AZ	0	22 ポイント	ポイント
0	地域の子育て力が高める取組(2事業実施)	BA	0	30 ポイント	ポイント
0	地域の子育て力が高める取組(3事業実施)	BB	0	37 ポイント	ポイント
0	地域の子育て力が高める取組(4事業実施)	BC	0	45 ポイント	ポイント
	センター型				
0	5日間所	BD	0	370 ポイント	ポイント
0	6~7日間所	BE	0	398 ポイント	ポイント
0	経過措置(基本分)	BF	0	129 ポイント	ポイント
0	経過措置(備後監死加算分)	BG	0	88 ポイント	ポイント
	児童館型				
0	基本分	BH	0	84 ポイント	ポイント
0	加算分(地域の子育て力が高める取組)	BI	0	22 ポイント	ポイント
ポイント合計					EJ

●一時預かり事業

※ 申請書記載の所収を入力すること。

A欄 (0点入力)	項目	目	B欄 (0点を入力)	評価ポイント	申請ポイント
	保育所型(無期継続利用児童数)				
0	25人以上～300人未満	BK	0	28 ポイント	ポイント
0	300人以上～900人未満	BL	0	79 ポイント	ポイント
0	900人以上～1500人未満	BM	0	142 ポイント	ポイント
0	1500人以上～2100人未満	BN	0	205 ポイント	ポイント
0	2100人以上～2700人未満	BO	0	268 ポイント	ポイント
0	2700人以上～3300人未満	BP	0	331 ポイント	ポイント
0	3300人以上～3900人未満	BQ	0	394 ポイント	ポイント
0	3900人以上	BR	0	457 ポイント	ポイント
	施設密着型(無期継続利用児童数)				
0	25人以上～300人未満	CS	0	28 ポイント	ポイント
0	300人以上～900人未満	BT	0	79 ポイント	ポイント
0	900人以上～1500人未満	BU	0	142 ポイント	ポイント
0	1500人以上～2100人未満	BV	0	205 ポイント	ポイント
0	2100人以上～2700人未満	BW	0	268 ポイント	ポイント
0	2700人以上～3300人未満	BX	0	331 ポイント	ポイント
0	3300人以上～3900人未満	BY	0	394 ポイント	ポイント
0	3900人以上	BZ	0	457 ポイント	ポイント
	施設密着型(有期継続利用児童数)				
0	25人以上～300人未満	CA	0	24 ポイント	ポイント
0	300人以上～900人未満	CB	0	71 ポイント	ポイント
0	900人以上～1500人未満	CC	0	128 ポイント	ポイント
0	1500人以上～2100人未満	CD	0	184 ポイント	ポイント
0	2100人以上～2700人未満	CE	0	241 ポイント	ポイント
0	2700人以上～3300人未満	CF	0	298 ポイント	ポイント
0	3300人以上～3900人未満	CG	0	354 ポイント	ポイント
0	3900人以上	CH	0	411 ポイント	ポイント
ポイント合計					CI

評価1合計ポイント [ ] ポイント

平成21年度

<評価2>

A欄 (0点満)	項目	日	B欄 (1人以上2人未満)	評価ポイント	申請ポイント
	●へき地保育事業 事業の開始	DD	か所	200ポイント	BC 200ポイント
	●家庭支援推進員育成事業 事業の開始	DD	か所	180ポイント	DE 180ポイント
	●次世代育成支援人材養成事業 コーディネーターの養成	DF	か所	30ポイント	EG 30ポイント
	●子どもを育てる地域ネットワーク強化事業 2人未満	DF	か所	30ポイント	EG 30ポイント
A欄 (0点満)	項目	日	B欄 (3人以上)	評価ポイント	申請ポイント
	(基本事業) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配属職員が児童福祉司任用資格取得していない場合)	FI	人	04ポイント	FK 04ポイント
	更に児童福祉司への専門性を向上させるための研修の受講 (配属職員が児童福祉司任用資格取得していない場合)	FI	人	04ポイント	FM 04ポイント
A欄 (0点満)	項目	日	B欄 (1人以上)	評価ポイント	申請ポイント
	(付加的事業) ※付加的事業については、基本事業の開始が要件であること。 ※実施する地域につき、A欄の経過措置に○を記入し、B欄に「1」を記入すること。				
	地域ネットワーク関係員の専門性向上を図る取組	FN	か所	33ポイント	NO 33ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	FN	か所	36ポイント	NP 36ポイント
	地域住民への周知を図る取組	FN	か所	32ポイント	NS 32ポイント
	ポイント合計			BT	BT

<評価3> その他、創業工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創業工夫のある取組について

総人口: BU 人 児童人口(0歳以上19歳未満): BV 人

※平成21年4月1日現在(又は10月31日現在)

児童人口20,000人以上1万人未満の場合は、右欄に○を記入してください。 人 1ポイント

児童人口1万人以上10万人未満の場合は、右欄に○を記入してください。 人 2ポイント

児童人口10万人以上100万人未満の場合は、右欄に○を記入してください。 人 3ポイント

【評価3を申請する全庁的村町評価】 平成21年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、  
 あるいははるばるに○をつける。

FW 評価されている

FX 評価されていない

【評価3を申請する町村のみ回答】 福祉事務所を設置しているか、あるいははるばるに○をつける。

BY 評価されている

BZ 評価されていない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されていない場合は、  
 評価3のその実施に該当するすべての項目について、交付の対象としなさい。

※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、○を記入すること。

※ 評価も地方化プログラムについては、「平成20年11月20日児童第1128003号厚生労働省府令等、児童福祉局長通知(次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価項目について)(第31号)」を参照

交付対象事業 評価も地方化プログラム(0点満) 取組の内容

a 安心して子どもを産み育てることができるとともに、地域住民や関係機関が参加して取り組む取組の提供

b 子育て支援センターの設置・運営

c 子育て支援センターの設置・運営

d 子育て支援センターの設置・運営

e 子育て支援センターの設置・運営

f 子育て支援センターの設置・運営

g 子育て支援センターの設置・運営

h 子育て支援センターの設置・運営

i 子育て支援センターの設置・運営

j 子育て支援センターの設置・運営

k 子育て支援センターの設置・運営

l 子育て支援センターの設置・運営

m 子育て支援センターの設置・運営

n 子育て支援センターの設置・運営

o 子育て支援センターの設置・運営

その他、創業工夫のある取組

CA 評価されている

CB 評価されていない

※ 評価も地方化プログラムについては、7項目のうち1項目以上を実施しているか、評価も地方化プログラムにおいて7項目のうち1項目以上を実施しているか加減は反映されないポイント数の表示になります。

総合計ポイント CC 100ポイント

総合計ポイント CD 100ポイント

平成22年度

<評価2>

A欄 (0点満)	項目	日	B欄 (1人以上2人未満)	評価ポイント	申請ポイント
	●へき地保育事業 事業の開始	DD	か所	200ポイント	DE 200ポイント
	●家庭支援推進員育成事業 事業の開始	DD	か所	180ポイント	CE 180ポイント
	●次世代育成支援人材養成事業 コーディネーターの養成	DF	か所	30ポイント	CG 30ポイント
	●子どもを育てる地域ネットワーク強化事業 2人未満	DF	か所	30ポイント	CE 30ポイント
A欄 (0点満)	項目	日	B欄 (3人以上)	評価ポイント	申請ポイント
	(基本事業) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配属職員が児童福祉司任用資格取得していない場合)	FI	人	04ポイント	DE 04ポイント
	更に児童福祉司への専門性を向上させるための研修の受講 (配属職員が児童福祉司任用資格取得していない場合)	FI	人	04ポイント	DF 04ポイント
	ネットワーク関係員の専門性向上を図るための取組	IV	か所	150ポイント	GV 150ポイント
A欄 (0点満)	項目	日	B欄 (1人以上)	評価ポイント	申請ポイント
	(付加的事業) ※付加的事業については、基本事業の開始が要件であること。 ※実施する地域につき、A欄の経過措置に○を記入し、B欄に「1」を記入すること。				
	地域ネットワーク関係員の専門性向上を図る取組	IV	か所	33ポイント	GV 33ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	IV	か所	36ポイント	HW 36ポイント
	地域住民への周知を図る取組	IV	か所	32ポイント	IX 32ポイント
	ポイント合計			BT	BT
	●子育て支援ネットワーク構築	DF	か所	125ポイント	DF 125ポイント
	●子どもの草花学童化事業 児童人口20,000人未満	LU	か所	30ポイント	DH 30ポイント
	児童人口20,000人以上1万人未満	LU	か所	50ポイント	DI 50ポイント
	児童人口1万人以上10万人未満	LU	か所	80ポイント	DJ 80ポイント
	児童人口10万人以上100万人未満	LU	か所	100ポイント	DK 100ポイント
	加算分(草花学童化事業)	LU	か所	10ポイント	DL 10ポイント
	ポイント合計			BT	BT

<評価3> その他、創業工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創業工夫のある取組について

総人口: CC 人 児童人口(0歳以上19歳未満): CV 人

※平成22年4月1日現在(又は10月31日現在)

児童人口20,000人以上1万人未満の場合は、右欄に○を記入してください。 人 1ポイント

児童人口1万人以上10万人未満の場合は、右欄に○を記入してください。 人 2ポイント

児童人口10万人以上100万人未満の場合は、右欄に○を記入してください。 人 3ポイント

【評価3を申請する全庁的村町評価】 平成22年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、  
 あるいははるばるに○をつける。

DD 評価されている

DE 評価されていない

【評価3を申請する町村のみ回答】 福祉事務所を設置しているか、あるいははるばるに○をつける。

DF 評価されている

DG 評価されていない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に評価対象児童対策協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されていない場合は、  
 評価3のその実施に該当するすべての項目について、交付の対象としなさい。

※以下に掲げる項目のうち、実施する取組には、○を記入すること。

※ 評価も地方化プログラムについては、「平成20年11月20日児童第1128003号厚生労働省府令等、児童福祉局長通知(次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価項目について)(第31号)」を参照

交付対象事業 評価も地方化プログラム(0点満) 取組の内容

a 安心して子どもを産み育てることができるとともに、地域住民や関係機関が参加して取り組む取組の提供

b 子育て支援センターの設置・運営

c 子育て支援センターの設置・運営

d 子育て支援センターの設置・運営

e 子育て支援センターの設置・運営

f 子育て支援センターの設置・運営

g 子育て支援センターの設置・運営

h 子育て支援センターの設置・運営

i 子育て支援センターの設置・運営

j 子育て支援センターの設置・運営

k 子育て支援センターの設置・運営

l 子育て支援センターの設置・運営

m 子育て支援センターの設置・運営

n 子育て支援センターの設置・運営

o 子育て支援センターの設置・運営

その他、創業工夫のある取組

DU 評価されている

DV 評価されていない

※ 評価も地方化プログラムについては、7項目のうち1項目以上を実施しているか、評価も地方化プログラムにおいて7項目のうち1項目以上を実施しているか加減は反映されないポイント数の表示になります。

総合計ポイント DW 100ポイント

総合計ポイント DX 100ポイント



平成21年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 経費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
	A	B	C
評価1 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	CE	CF	CG
	CH	CI	CJ
	CK	CL	CM
	FN	FO	FP
	OG	OR	OS
	OT	OU	OV
	DW	CX	CV
評価2 家庭支援推進保育事業	OZ	DA	DB
	DC	DD	DE
	DF	DG	DH
	DI	DJ	DK
評価3 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動 交流の促進	DL	DM	DN
	DO	DP	DO
	DR	DS	DT
	DU	DV	DW
	DY	DZ	DA
	EA	EB	EC
	ED	EE	EF
	合計		

\*ED欄の金額は予算書(抄本)の交付金経費部分の合計額と一致しているはずです。必ず確認してください。

平成22年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 経費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
	A	B	C
評価1 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	DJ	DK	EL
	EB	EC	EE
	EE	EF	EG
	EH	GI	EJ
	EG	EK	EL
	EM	EN	EO
	EP	EQ	ER
	ES	ET	EU
	EV	EW	EX
	次世代育成支援人材養成事業	EY	EZ
評価2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	FB	FC	FL
	FE	FF	FE
	FH	FI	FJ
	FK	FL	FM
	FN	FO	FP
	FR	FR	FS
	FI	FV	FV
	FW	FX	FX
	FZ	GA	GB
	GC	GD	GE
評価3 その他創業工夫のある取組 (評価1~3以外の創業工夫のある取組にかかる事業費を合算)	GF	GG	GH
	合計		

\*GD欄の金額は予算書(抄本)の交付金経費部分の合計額と一致しているはずです。必ず確認してください。

平成21年度

●平成20年度の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成20年度交付申請時 総合ポイント	平成20年度実績ベース 総合ポイント	平成20年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
EH	EI	EJ

※必須入力

- ①及び②欄の総合ポイントは(評価1)～(評価3)までの合計のポイントを記入してください。  
平成20年度の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ③欄は平成21年3月10日付厚生労働省発注第0310003号交付決定通知書の交付額を記入してください。
- 平成20年度に交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

●最後に平成21年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度事前協議時 総合ポイント	平成21年度内示額 (単位:円)	平成21年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
EP	EL	EM

※必須入力

- ④欄は平成21年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントも記入してください。  
平成21年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ⑤欄は内示額に記載されている金額を記入してください。
- ⑥欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか、I欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか。	EN	OK
2 G欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。	EO	OK
3 F欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。	EP	OK
4 H欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、J欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。	EQ	OK
5 F欄に入力ありの場合はI欄、K欄、L欄、M欄にも1倍以上の倍率が入力されているか。	ER	OK
6 O欄は1欄目、会員登録に対して1円以下かつ1つの欄のみ入力する。重複しない場合は空欄になる。	ES	OK
7 V欄、W欄は支那が設置されている場合且つ1つ以上の欄のみ入力する。支那が設置されていない場合は空欄になる。	ET	OK
8 AT欄が「0」以外の場合、AS欄に入力があるか。	EU	OK
9 AU欄はAS欄に入力されているか。	EV	OK
10 BE欄、BF欄、BG欄が1つ以上に入力ありの場合(複数記載もあり)、BH欄、BI欄のどちらか又は両方に記載があるか。	EW	OK
11 BE欄、BF欄、BG欄は「1」か空欄のみ。	EX	OK
12 BW欄、BX欄は1つ以上の欄のみ入力する。	EY	OK
13 BY欄、BZ欄は1つ以上の欄のみ入力する。	FY	OK
14 BX欄が「0」かつBY欄が「0」の場合、CG欄は必ず「0.00」になっている。	FA	OK
15 a-c欄に「0」が入力されているか、CG欄は必ず「0.00」になっている。	FB	OK
16 J欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FC	OK
17 A欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FD	OK
18 A欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FE	OK
19 AD欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FF	OK
20 BA欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FG	OK
21 BC欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FH	OK
22 BE欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FI	OK
23 BG又はBH欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FJ	OK
24 BK又はBL欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	FK	OK
25 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FL	OK
26 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FM	OK
27 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FN	OK
28 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FO	OK
29 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FP	OK
30 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FQ	OK
31 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FR	OK
32 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	FS	OK
33 必須入力欄DE、EE、EF、EH、EI、EJ、EK、EL、EM欄が全て入力されているか。	FT	OK

※30は入力欄は「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変更されます。

平成22年度

●平成21年度の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度交付申請時 総合ポイント	平成21年度実績ベース 総合ポイント	平成21年度交付決定額 (単位:円)
⑦	⑧	⑨
GJ	GL	GN

※必須入力

- ⑦及び⑧欄の総合ポイントは(評価1)～(評価3)までの合計のポイントを記入してください。  
平成21年度の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ⑨欄は平成21年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。
- 平成21年度に交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

●最後に平成22年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成22年度事前協議時 総合ポイント	平成22年度内示額 (単位:円)	平成22年度交付申請額 (単位:円)
⑩	⑪	⑫
HP	HM	HN

※必須入力

- ⑩欄は平成22年度事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントも記入してください。  
平成22年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
- ⑪欄は内示額に記載されている金額を記入してください。
- ⑫欄は平成22年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか、I欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか。	GO	OK
2 G欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。	GP	OK
3 F欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、H欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。	GQ	OK
4 H欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、J欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか。	GR	OK
5 F欄に入力ありの場合はI欄、K欄、L欄、M欄にも1倍以上の倍率が入力されているか。	GS	OK
6 O欄は1欄目、会員登録に対して1円以下かつ1つの欄のみ入力する。重複しない場合は空欄になる。	GT	OK
7 V欄、W欄は支那が設置されている場合且つ1つ以上の欄のみ入力する。支那が設置されていない場合は空欄になる。	GU	OK
8 AS欄、AT欄、AU欄、AW欄、AX欄、AZ欄、BA欄、BB欄、BC欄に入力されているか。	GV	OK
9 BE欄はBI欄に入力されているか。	GW	OK
10 BE欄はBI欄に入力されているか。	OY	OK
11 BE欄、BF欄、BG欄が1つ以上に入力ありの場合(複数記載もあり)、BH欄、CI欄のどちらか又は両方に記載があるか。	OY	OK
12 BW欄、BX欄、BY欄は「1」か空欄のみ。	OZ	OK
13 BW欄、BX欄、BY欄は1つ以上の欄のみ入力する。	HA	OK
14 a-c欄に「0」が入力されているか、CG欄は必ず「0.00」になっている。	HD	OK
15 J欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HE	OK
16 A欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HF	OK
17 A欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HG	OK
18 AD欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HH	OK
19 BA欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HI	OK
20 BC欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HJ	OK
21 BE欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HK	OK
22 BG又はBH欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HL	OK
23 BK又はBL欄にポイントが入っているなら、CG欄が千円以上か。	HM	OK
24 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HN	OK
25 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HO	OK
26 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HP	OK
27 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HQ	OK
28 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HR	OK
29 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HS	OK
30 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HT	OK
31 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HU	OK
32 a-c欄に「0」が入力されているなら、CG欄が千円以上か。	HV	OK
33 必須入力欄DE、EE、EF、EH、EI、EJ、EK、EL、EM欄が全て入力されているか。	HW	OK
34 必須入力欄DE、EE、EF、EH、EI、EJ、EK、EL、EM欄が全て入力されているか。	HX	OK

※30は入力欄は「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変更されます。

平成21年度

平成22年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(運営・委託の別)					
		運営・委託					委託の場合の委託先
乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度計画)		訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)		保健師 助産師 看護師	保育士	母子保健推進員 育児職員 民生(児童)委員	子育て相談者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)							
うち、新生児訪問指導等と同時実施(再掲)(c)		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(特)	(b/a)(%)	(特)	(c/a)(%)				0
	#DIV/0!		#DIV/0!				

以下の(1)～(3)について、該当する太枠内に〇を記入

(1)研修 実施有り	(2)ケース対応会議 実施有り	(3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事相談と専門的相談支援をいずれも実施 実施有り
※研修を実施しない場合は本事業の対象外とする。	実施無し	実施無し

(注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生見込などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 [委託の場合は委託先]	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助	専門的 相談支援	分館に属した産 科医療機関の助産 師等が行った訪問支 援	合計	育児・家事 援助	専門的 相談支援	分館に属した産 科医療機関の助産 師等が行った訪問支 援	合計
	A (か所)	B (か所)	C (か所)	合計 (か所)	D (件)	E (件)	F (件)	合計 (件)
[ ]				0				0

訪問支援者実人数					以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を記入		
育児・家事 援助	専門的相談支援		分館に属した産科医 療機関の助産師等が行 った訪問支援	合計	(1)中核機関	指定有り	
ヘルパー、子育て 08等	保育士等	保健師、助産 師、看護師等	理学療法士、心 理療法士等	産科医療機関の助 産師等		(2)研修	実施有り
G	H	I	J	K	合計 (L)		
( )	( )	( )	( )	( )	0		

※中核機関を定めず、及び、研修を実施しない場合は  
本事業の対象とならない。

- ①(1) A～Dについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した様子の詳細により、一子子育て支援サービスを紹介することで対応できずと判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- ②(2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
- ③(3) G～Kについては、訪問支援を実施する人数を単純加算せしめ計上すること。
- ④(4) Lについては、分館に属した産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行った訪問支援を計上すること。
- ⑤(5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問支援者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のこととされ、

(略)